

市民参加実施予定シート

予 定
平成31年4月1日時点

担当課(社会福祉課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市避難行動要支援者避難支援計画(災害時要援護者避難支援計画)の改正について	市が考える 市民等への影響	メリット ・災害時の避難に支援を要する要支援者の実情把握や地域での理解に努め、避難支援が地域で行われる体制づくりを進める。 ・普段からの孤立死防止や異変・急病の早期発見に向けた取組みが災害時の支援にもつながるよう、地域支え合い活動を推進する。 デメリット 特になし
名称	流山市避難行動要支援者避難支援計画		
概要	自然災害が頻発するなか、高齢者・障害のある人・要介護認定を持つ人など、災害時の避難支援に配慮が必要な避難行動要支援者が増加している。すべての市民が安心安全に暮らし続けられるように、支え合いの体制を地域で連携して構築するために本計画を策定するもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由		
複数実施	審議会等	平成30年8月～平成30年10月中で3回程度	審議会委員(関係機関の代表、公募の市民等)	市福祉施策審議会	福祉に関する専門的な見地からの調査や審議意見を聴取する必要があるため。	
	パブリックコメント手続	平成30年11月～平成30年12月	全市民等		時間や場所に拘束されずに意見が表明でき、素案に対して幅広く市民から意見聴取が可能のため。	
	意見交換会					
	公聴会					
	政策提案制度					
	その他					

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成29年度		平成30年度											平成31年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
						← 審議会(諮問・答申など) →				← パブリックコメント →			← 公表・周知 →		

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由